

指定端末による投資信託取引特約

1. (本特約の適用範囲)

- (1) 本特約は、当行が所有、管理等する電子計算機の端末（パソコン、タブレット等を指し、以下「指定端末」という。）を利用し、投資信託取引を行うお客さま（以下「お客さま」といいます。）との取引に適用されます。
- (2) 本特約に別段の定めがないときには、投資信託約款、目論見書および当行の「投資信託取引関連規定」（以下「投資信託取引関連規定」という。）等に従って取り扱います。なお、本特約において定義のない用語で投資信託取引関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (取扱範囲)

当行が指定端末による投資信託取引で取り扱う取引の範囲は、当行が別途定めるものとします。

3. (取扱商品)

お客さまが指定端末を利用してお取引できる投資信託受益権は、当行が別途定めるもの（以下「取扱商品」という。）とします。

4. (指定端末による投資信託取引の申込方法)

お客さまが、指定端末による投資信託取引を行うときは、指定端末に表示された取引内容および確認事項を確認のうえ、指定端末の画面（パネル）上にご署名（以下「電子サイン」という。）をいただきます。当行は、電子サインをいただくことをもってお客さまの申込の意思確認とします。

5. (本人確認等)

- (1) お客さまが、指定端末による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（運転免許証、保険証その他当行が定める確認書類等）をご提示いただきます。当行は、お客さまにあらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投信総合取引を行う名義人本人とみなします。
- (2) 上記（1）の本人確認を相当の注意をもって行い、本人に相違ないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行った場合には、投資信託口座名義人本人でなかったとき、電子サイン、本人確認書類等につき偽造・変造があったとき、またはその他の事故があったときでも、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 上記（1）の本人確認を相当の注意をもって行い、本人の確認ができないものと認めて投資信託取引に関する取扱いを行わなかった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

6. (お支払方法)

指定端末による投資信託取引におけるお客さまのお支払いについては、投資信託取引関連規定の定めに従い、指定預金口座から自動引き落としの方法にて引き落としの上充当させていただきます。

7. (特約の変更)

この特約の変更については、投信総合取引規定第8章76. の定めに従って行うものとします。

8. (準拠法、合意管轄)

(1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。

(2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日